

食品表示へのデジタルツール活用 に関する海外での取組

食品表示情報の提供への
デジタルツール活用に係る
海外実態調査事業報告書（概要）

令和6年10月
消費者庁食品表示課

調査概要

食品表示情報の提供へのデジタルツール活用に係る海外の規制情報の調査

調査実施時期 2023年9月～2024年3月

調査方法 国内外の既往研究・調査の文献やインターネット等による既存資料から文献調査

調査委託先 株式会社シード・プランニング

対象国
【規制情報の調査】
韓国、インドネシア、インド、EU、アメリカ
【事例調査】
韓国、インドネシア、アメリカ、カナダ、EU

調査項目
①諸外国におけるデジタルツールを活用した食品表示情報提供の規制情報の調査
- デジタルツールを活用した食品表示情報の提供に係る法令、ガイドライン等のルールについて
- 今後の規制の動向（パブリックコメント等）や、コーデックスにおける議論への対応方針等について
②諸外国におけるデジタルツールを活用した食品表示情報提供の事例調査
- 二次元コード又はその他の識別方法を用いて情報提供を行っている事例
- （現物商品とウェブ上の食品表示情報が、ロット単位で対応している事例）
- データの読取方式、読取データのリンク先、情報提供の対象としている食品等

我が国におけるデジタルツールを活用した消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方の検討に資するため、海外における①規制情報の調査及び②事例調査を行った。

諸外国におけるデジタルツールを活用した食品表示情報提供の規制情報の調査

諸外国における規制情報調査結果

法令・ガイドライン等において食品表示情報の提供方法としてデジタルツールの活用を進めようとする動きがみられる国・地域を検索し、「韓国・インドネシア・インド・EU・アメリカ」について調査を実施。

項目	韓国	インドネシア	インド	EU	アメリカ
食品表示へのデジタルツールの活用に関する記載を含む法令/ガイドライン	食品などの表示基準(식품등의표시기준) : 表示面積や食品表示基準等	・インドネシア共和国 食品法No.18/2012 ・インドネシア政府規定 No.69/1999 (食品表示及び広告) : ラベルの義務 ・インドネシア国家医薬品食品監督庁 (BPOM) 規則 No. 27/2017 : 加工食品の登録義務 ・BPOM 規定第 33 号/2018 : 2Dバーコード識別の適応	・2016年 障がい者権利法	・EU包装法 (Packaging and Packaging Waste Directive) ・食品情報提供規則 (Food Information to Consumers, FIC)	・全米バイオ工学食品情報開示基準
対象	加工食品全般	加工食品全般	加工食品全般	加工食品全般	BE食品全般 (bioengineered food)
デジタルツールで代替可能	保管方法及び使用基準 (表示が困難な場合)	—	—	【ワインのみ】 栄養表示 原材料名	遺伝子組み換え食品が含まれている旨
デジタルツールで表示する場合の義務表示項目	—	製品名 事業者名 事業者所在地 容器・包装材質 等	—	—	—
デジタルツールでの表示が検討されている項目	—	—	製品名 消費期限、賞味期限 事業者名 事業者所在地 保存方法 原材料名・添加物 原産国 内容量 栄養成分 アレルギー表示 遺伝子組換え	栄養表示 原材料名	—

諸外国における規制情報調査まとめ

論点	内容
海外におけるデジタルツール活用の規制状況について	➤ 容器包装上へのQRコードの表示の義務付けおよび、製品情報データベースを国家機関が管理するという事例が見られた。（インドネシア） ➤ 一部の表示項目についてQRコード等による表示を認めるような規制が確認できたが、デジタルツールでの代替可否について詳細に規定しているものは確認できなかった。（韓国、EU、アメリカ） ➤ デジタルツールを用いて安全性に関する表示や個別の実物の商品と紐付いている食品表示（例：ロット番号、日付表示）を代替することを認めているものは確認されなかった。

諸外国におけるデジタルツールを活用した食品表示情報提供の事例調査

食品表示情報プラットフォームとQRコードを活用した実証実験（韓国）

開始時期	2022年8月～
対象食品	乾麺、ソース、キムチ、ビール、コーヒー、炭酸飲料、健康食品等
システム入力・管理方法	・プラットフォームへの情報入力は事業者が行う。 ・システムの管理は食品医薬品安全処（MFDS）が行う。 ・情報の正確性・適正性については事業者が責任を持つ。
実証実験への参加方法	・事業者がMFDSに申請書を提出し、審査。 ・認可後、事業者はプラットフォームに情報を入力。
規模	20社56品目が実証実験に参加（2023年7月時点）。

韓国では

- ①2022年8月に開始された「QRコードによる食品表示パイロット事業」
- ②同年9月開始の「Smart Food QR Project」
- ③2023年から開始され現在も続く「デジタル食品プラットフォームの構築事業」

という3つの実証事業を行っている。

韓国の国家行政機関である食品医薬品安全処（MFDS）は食品表示情報を一元的に管理する専用サイト（デジタル食品プラットフォーム）を構築した。そこに事業者が食品情報を入力することで、消費者がQRコードを通して必要な食品情報を確認できるようになることを目標に、現在実証実験を行っている。

従来



QR活用



注意事項、保存方法、包装材質、問い合わせ先、「消費期限は下に記載」の文言

1. QRコードのロゴ

- 上部に食品医薬品安全処（MFDS）のロゴ
- 正方形
- 背景色は白/絵は黒
- 白い背景と他の画像の間の最小余白
- 包装紙の認識率の最終確認を行う
- サイズ最小11mm×11mm以上（解像度300dpi基準）

2. 文字色

- 背景色と対比される色で明確に区分表示

3. 文字サイズ

- 加工食品：12ポイント以上
(50cm以上～100cm未満の場合は7ポイント以上、50cm未満の場合は6ポイント以上)



MFDS既定のQRコード
出典：MFDS 報道資料

QRコードで代替し、包装上は表示を省略している項目

- ・食品分類
- ・原材料名
- ・栄養情報
- ・事業所の所在地
- ・返品方法
- 等

QRコードを読み込み専用サイトで見られる情報の例



※画像は日本語訳をしたもの

2023-11-07

製品名 | ウィラプラス
食品タイプ | 果・菜汁（非加熱含有）
流通専門販売員 | (株) フルムウォン 緑汁
製造元 | (株) フルムウォン 緑汁
固有番号 | 2009044204019

*国内食品：品質検査番号、輸入食品：ラベル管理番号シリアル番号



* メーカーまたは輸入・販売店が提供する情報です。

製品情報（詳細）

内容量: 130ml (50kcal) ...

原材料情報

有機ケールジュース22.2%（ケール：国産）、
精製水、キャベツジュース20%（有機キャベツ
100%、国産）、ブロッコリージュース13%
（有機ブロッコリー100%、国産）、パインアップ
ルジュース、マンゴピューレ、オリゴ糖、ウラ
野菜発酵ピューレ1%（有機キャベツ22%（国

栄養情報

栄養情報		総内容量 130ml 50 kcal
ナトリウム 25 mg 1%	トランス脂肪 0 g	
100gあたり 4.5% 4.0%		100gあたり 0.0%

ビジネス情報

製造元: (株) フルムウォン 緑汁 郡道安面ウ
オンミョンロ35 専門販売店

ビジネス情報

製造元: (株) フルムウォン 緑汁 郡道安面ウ
オンミョンロ35 専門販売店

注意事項など

- すぐに召し上がったり、必ず冷蔵保管してください。
- 注意事項: 飲用後個人によって異常反応が現れることがあり、異常反応同伴者/疾患のある方/アレルギー体質/妊婦/高齢者は本社顧客相談室に相談した後飲用希望。本製品は必ず

役に立つ情報



顧客喜びセンター
080-800-0393



不正・不良食品の届出は局番なしで1399
（オンライン届出は食品安全国）



システム利用問い合わせの1899-5590
食品安全情報源

必ず包装上に表示しなければならない項目

- ・ 製品名
- ・ 内容量（カロリー）
- ・ 消費期限・賞味期限
- ・ 保管方法
- ・ 消費者安全注意事項（アレルギー表示等）
- ・ 栄養表示（ナトリウム比較表示）



QRコードで代替可能な項目

- ・ 食品分類
- ・ 原材料名
- ・ 事業者所在地
- ・ 容器包装材質
- ・ 品目報告番号
- ・ 栄養表示（ナトリウム比較表示以外）



or



アプリを活用した食品安全管理システム（インドネシア）

対象商品	包装済み加工食品全般、医薬品、化粧品等
システム入力・管理方法	・プラットフォームへの情報入力は事業者が行う。 ・データベースの管理はインドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）が行う。 ・情報の正確性・適正性については事業者が責任を持つ。
データベースへの登録方法	・製造事業者及び販売事業者がBPOM宛に申請書を提出し、審査。 ・認可後、提出データをもとにBPOM職員がプラットフォームに情報を入力。
規模	インドネシアで流通する加工食品はBPOMの承認を得ることが義務付けられている。

- ・相次ぐ食中毒や健康被害に対応するため、2001年に政府がインドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）を設置
- ・各製品の安全管理体制を強化するため、医薬品、伝統医薬品、化粧品、健康補助食品、食品の5つのカテゴリーを設けて、国内で商品を流通させる国内外すべての事業者へBPOMへの商品登録を義務付けた。



承認後は商品パッケージに取得したBPOMコードを記載することが義務づけられている。

- ・2018年以降はQRコードの記載も必須となった。

インドネシア国家医薬品食品監督庁（BPOM）は、安全基準を満たさない食品の流通を防ぐため、国内で流通するすべての商品をBPOMに登録することを義務付けた。

消費者は、商品パッケージ上のQRコードを「BPOMモバイル」というスマートフォン用アプリにてスキャンすることで、商品情報の確認やクレーム報告などができる。

BPOMコード例

英字2桁 + 数字11桁

NA12345678910

※製造大陸コード

N「A」 = アジア製
N「B」 = オーストラリア製
N「C」 = ヨーロッパ製
N「D」 = アフリカ製
N「E」 = アメリカ製

化粧品
製造大陸コード
製造国コード
登録年
製品カテゴリ
通知番号



QRコード読み取り画面



QRを読み込むと商品情報にアクセスできる

※画像は日本語訳をしたもの

商品情報	
頒布許可番号	MD 824022025121
商品名	スイートダークチョコレート (スイートチョコレート)
ブランド	ジャングルゴールド
包装	アルミホイルと紙 (45gと100g)
剤形	-
登録者および輸入者	PT.バリチョコレート - Kab.バドゥン、バリ島
工場	制作者: PT BALI COKLAT - Kab.バドゥン、バリ島

QRコードから読み取れる情報

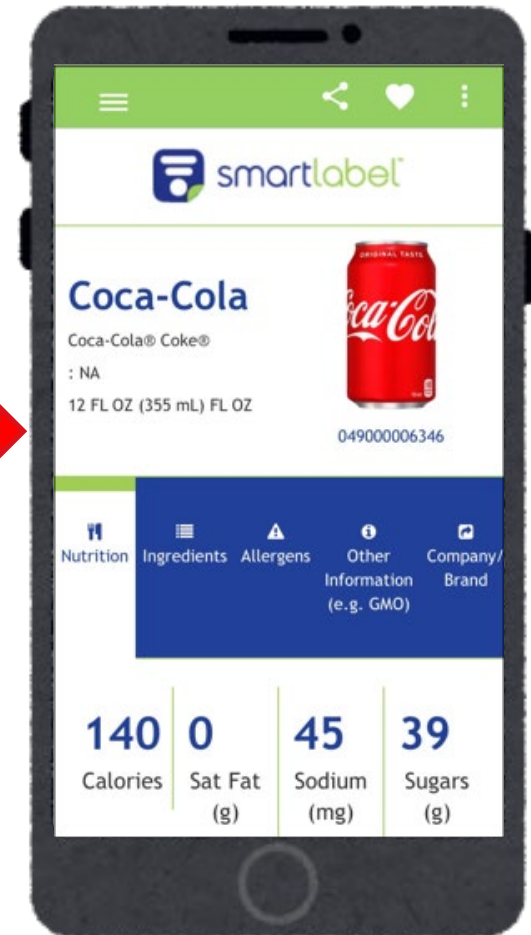
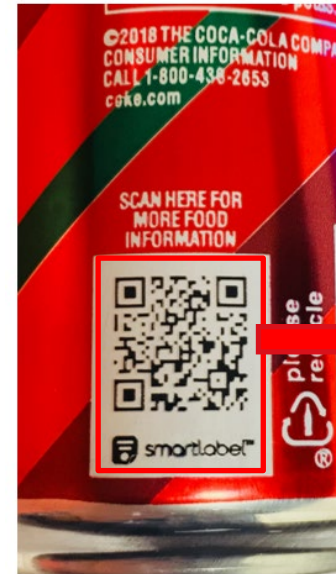
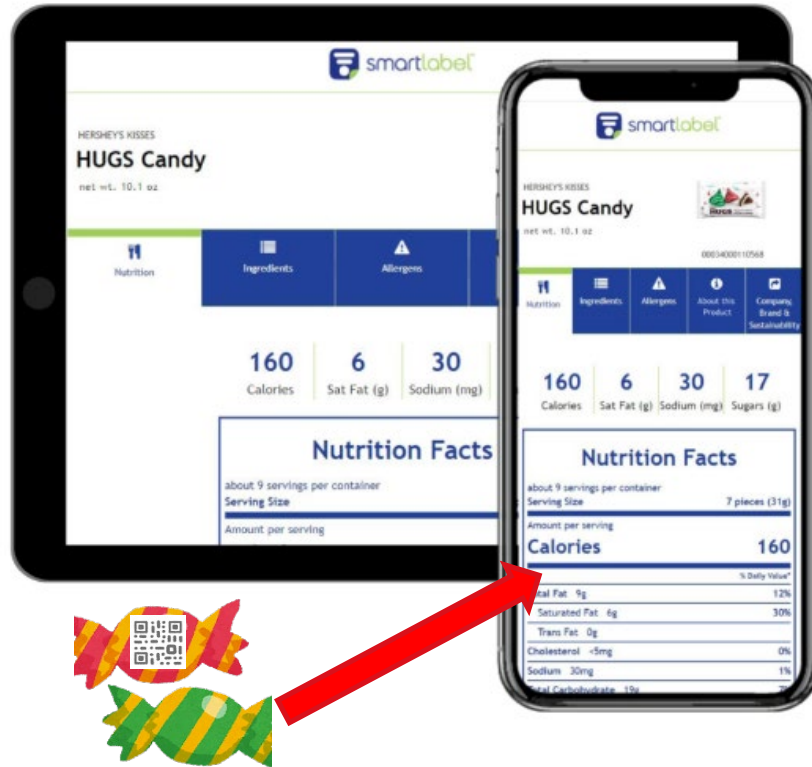
- ・ 製品名
- ・ ブランド名
- ・ 事業者名
- ・ 事業者住所
- ・ 包装の種別、材料
- ・ 内容量

製造業界団体による製品の透明性確保のための取り組み（アメリカ）

対象商品	食料品・飲料・家庭用品等
システム入力・管理方法	・プラットフォームへの情報入力は事業者が行う。 ・データベースの管理はConsumer Brands Association（CBA）が行う。 ・各企業がプラットフォームの内容を更新するとSmartLabelに反映される。
データベースへの登録方法	製品管理システムを導入し、製品情報を登録。
規模	・登録ブランド数は1,048、製品数は107,577点となる（2024年3月7日時点）。

- ・消費者の製品に対する情報の透明性への需要に応えるため、2015年にConsumer Brands Association（CBA）が主体となり、食品、飲料、家庭用品、ペット用品、栄養補助食品、市販薬におけるパッケージに収まらない情報を提供するSmartLabelというサービスを開始した。
- ・SmartLabelでは、パッケージに記載を義務付けられている情報の登録を最低限必須としているが、それ以外にも栄養成分の詳細説明や製品の特長、メーカーやブランドについての情報、製品の利用方法、製品のリコール情報などが登録できる。

アメリカ最大の製造業界団体であるConsumer Brands Association（CBA）が始めたSmartLabelというサービスでは、パッケージ記載のQRコードやSmartLabelのホームページで商品検索をすることで、パッケージに収まらない情報を追加で知ることができる。
また、SmartLabelには、アメリカ各州の規制に合わせたりサイクル方法が自動的に表示できる等の機能もある。



QRコードの例



SmartLabelから読み取れる情報

- ・ 連邦規則集に定められている項目
 - ・ 各州の定める栄養表示
- 等

SmartLabelに登録した項目については、すべて消費者に開示される。

QRコードを活用した小売事業者向けアプリ（カナダ）

対象商品	食品、医薬品等
システム入力・管理方法	・プラットフォームへの情報入力は事業者が行う。 ・データベースの管理はGS1が行う。
データベースへの登録方法	・事業者は「my GS1」に登録申請をする。 ・申請時に製品サンプル、パッケージ等をGS1 Canadaに送付し、審査を行う。 ・審査に合格後、データベースに登録される。画像の登録等はGS1にて行う。 ・製品情報の更新は事業者が行う。
規模	登録商品数705,000点（食品以外も含む）（2024年3月7日時点）

- ・バーコード・2次元バーコード・電子タグなどのシステム開発、普及推進を行っている国際非営利組織のGS1 Canadaは、食品トラブルが起こった際のサプライチェーンの追跡のため、ECCnet Nutritional Contentの提供を開始した。
- ・近年、ラベルに表示できる情報よりも詳細な製品情報を求める消費者が増加していることから、製品に関する詳細情報やリコール情報を迅速に共有展開することを目的とした小売業者向けサービスに拡大した。

GS1 Canadaが提供するアプリサービス「ECCnet Nutrition Content」は、小売業者がアクセスし、必要な情報を入手して消費者に商品情報を説明できるようにすることを目的としたサービスである。
あくまで小売業者がメーカーから提供された情報にアクセスするためのツールとして使用されており、現段階では消費者が利用することはできない。

①

事業者による 登録申請

- 製品情報をGS1のデータベースに入力。
- 製品サンプル、パッケージサンプル等をGS1に送付し、審査を受ける。

②

GS1による 審査、登録

- GS1にて登録情報と実際の製品に差異が無いか確認を行う。
- 問題が無ければ登録完了となる。
- 製品画像の登録もGS1にて行う。

③

小売業者による 情報閲覧、伝達

- 専用アプリで製品の二次元コードを読み取る。
- 閲覧した情報の中から必要に応じて消費者に伝達。

小売業者に提供される情報（事業者が入力する情報）

- ・製品名
- ・パッケージサイズ
- ・ブランド名
- ・製品カテゴリー：例、乳製品など
- ・分類：カテゴリーよりも詳細な分類（例：乳製品の場合、チーズ、牛乳など）
- ・企業名
- ・製造事業者名
- ・原産国
- ・製品ホームページURL
- ・主要栄養素
- ・任意追加栄養素
- ・原材料
- ・アレルギー
- ・製品の認証情報
- ・追加属性説明（例：低脂質、ビタミン豊富など）

等

QRコードを活用した制度変更に即した情報提供の取り組み（EU）

対象商品	包装済み加工食品、医薬品等
システム入力・管理方法	・プラットフォームへの情報入力は事業者が行う。 ・データベースの管理は民間企業（Buyerdock）が担当。 ・登録情報の更新については事業者が行う。
データベースへの登録方法	・事業者は用途に合ったプランに加入し、専用のプラットフォームに情報を登録。 ・プランは製品の登録数やサービスの内容で選択。
規模	不明

・EUでの包装上における容器のリサイクルに関する規則案の制定に伴い、EU加盟国ではリサイクルに関する独自のロゴを表示することが義務付けられた。

・加盟国ではEUの規則案に基づいた各国独自の法制度が制定された。

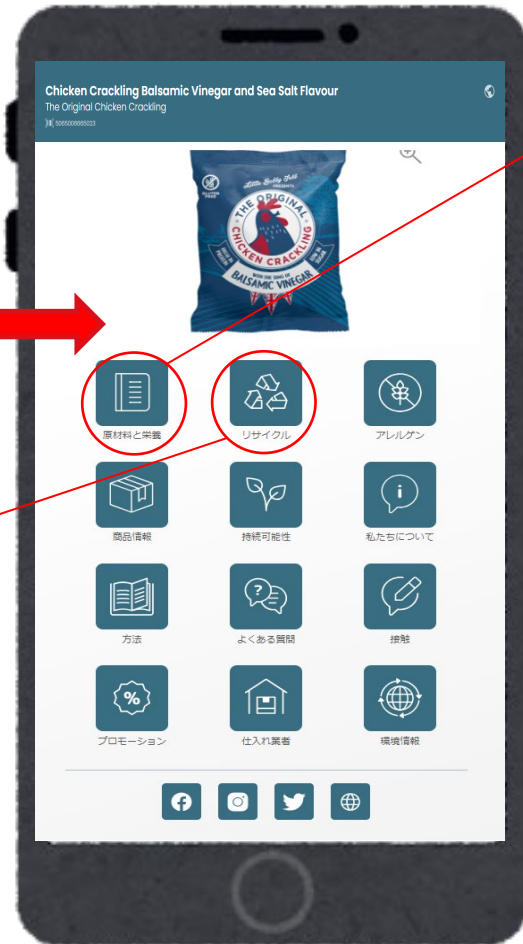
〔 EU圏内では各国の商品が流通することから、事業者は複数国の包装上への表示義務と、表示制度変化に対応しなくてはならない製品や包装の材質ごとにリサイクル情報が異なる中で、各法に準拠した正確な情報を記載する必要があり、事業者も消費者も混乱

民間企業Buyerdockが開発・運用しているiQRcode™というシステムでは、消費者がパッケージ上のQRコードをスキャンすることで、Webアプリ上で製品情報を閲覧できる。
また、各国の法に基づくリサイクル方法等が確認できる。

EU圏内では国をまたいだ商品の流通が行われているが、リサイクルに関する法律・ロゴも各国で異なる。そのため、同一商品でも出荷先の国によって異なるロゴを表示しなければならない。



iQRcode™システムのプラットフォームに製品情報を登録してQRコードを作成、表示すれば、商品に表示されているQRコードを読み取ることで、それぞれの国に対応した情報が消費者に提供される。



各国版のリサイクルロゴが確認できる

原材料と栄養	
Chicken Crackling Balsamic Vinegar and Sea Salt Flavour	
材料	
鶏皮 (93.5%)、調味料 (6%) 含む、砂糖、バルサミコ酢パウダー、海塩、マルトデキストリン、蒸留酢、酸クエン酸、酵母エキス、菜種油	
栄養	
あたりの代表値	100GRM
エネルギー KJ:	2533KJ
エネルギー kcal:	607kcal
脂肪:	47.0g
飽和する脂肪:	9.7g
炭水化物:	3.7g
炭水化物のうち糖質は次のとおりです:	1.9g
ファイバ:	0.5g
タンパク質:	42.5g
塩:	1.8g

QRコードで表示できる情報

- ・ 製品名
- ・ 製品説明（画像付き）
- ・ 原材料
- ・ 栄養表示
- ・ 原産国
- ・ 事業者住所

等

諸外国における事例調査結果概要

項目	韓国	インドネシア	アメリカ	カナダ	EU
事例概要	国家運用のプラットフォームとQRを活用し、消費者に有益な情報提供を行う。	国主体で一貫したデジタルツール使用を行っており、BPOM認証商品かを消費者が確認できる。	QRコードを活用したウェブアプリで、製造元がデータベース上に提供した情報を開示し、消費者に情報提供することができる。	・GS1リンクのQRコード/バーコードを活用した小売向けアプリで、製造元がデータベースに提供した情報を、小売が開示することができる。 ・小売は消費者に対し、その詳細情報を店頭で伝えることができる。	・事業者は、新しい規制に対応した最新の食品表示や製品情報を提供し、消費者はQRコードをスキャンして最新情報を確認できる。 ・EUのリサイクル表示義務の変更には積極的に対応している。
運用状況	実証段階	運用中	運用中	運用中	運用中
期間	2022年8月～2026年予定	2018年～	2015年12月～	不明	不明
運用主体	国家 食品医薬品安全処 (MFDS)	国家 インドネシア国家医薬品食品 監督庁 (BPOM)	製造業界団体 (Consumer Brands Association)	NPO法人 (GS1カナダ)	民間企業 (Buyer dock)
製品データの 入力者	事業者	事業者入力後、BPOMが確認	事業者	事業者	事業者

事例調査のまとめ

論点	内容
海外におけるデジタルツール活用事例について	➤ 対象食品は限られるものの、デジタルツールを活用した食品表示情報の提供事例が見られた。 ➤ データベースの管理を国家が主導で行っている事例が確認されたのは、インドネシアと韓国（実証実験段階）のみであった。 ➤ 運用の主体としては、国家の他にも業界団体、NPO法人、民間企業等の事例が確認された。 ➤ デジタルツールの操作が困難な人向けのサポート機能や高齢者等へのスマートフォンの教育等、デジタルツールの利用促進に向けた取り組みもみられた。

食品表示情報提供におけるデジタルツールの活用は多様な消費者ニーズ、わかりやすさ・見やすさ等の観点から重要性は増していくものと考えられる。
コーデックス食品表示部会における議論も踏まえながら、今後も引き続き調査・検討を行っていく。